

「医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症」及び「医師の診断は必須ではないが、受診をおすすめする感染症（登園届）」の対応について

2019. 7. 1 みどりの丘こども園

☞ 厚生労働省 「保育所における感染症対策ガイドライン」から

別添1 具体的な感染症と主な対策（特に注意すべき感染症）

1 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

- (1) 麻しん（はしか）
- (2) インフルエンザ
- (3) 風しん
- (4) 水痘（水ぼうそう）
- (5) 流行性耳下腺 じ か せ ん 炎（おたふくかぜ、ムンプス）
- (6) 結核
- (7) 咽頭結膜熱（プール熱）
- (8) 流行性角結膜炎
- (9) 百日咳
- (10) 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）
- (11) 急性出血性結膜炎
- (12) 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

2 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

- (13) 溶連菌感染症
- (14) マイコプラズマ肺炎
- (15) 手足口病
- (16) 伝染性紅斑（りんご病）
- (17) ①ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス感染症）
②ウイルス性胃腸炎（ロタウイルス感染症）
- (18) ヘルパンギーナ
- (19) RSウイルス感染症
- (20) 帯状疱疹
- (21) 突発性発疹

3 上記1及び2の他、保育所において特に適切な対応が求められる感染症

- (22) アタマジラミ症
- (23) 疥癬
- (24) 伝染性軟属腫（水いぼ）
- (25) 伝染性膿痂疹（とびひ）
- (26) B型肝炎

※ 上記以外の主な感染症については、「(参考) 感染症対策に資する公表情報」をご確認してください。